

# 特定自主検査の適正実施について

(社)建設荷役車両安全技術協会では、11月1日から11月30日までの期間を、「建設荷役車両特定自主検査強調月間」とし、フォークリフトや車両系建設機械などの、定期点検・検査を促進するキャンペーンを全国一斉に実施している。本稿では特定自主検査の概要及び、その活動内容を紹介する。

(社)建設荷役車両安全技術協会

業務部次長 青木 博

## 1. はじめに

本年は、わが国産業界における自主的な安全運動の創始の年から100年目にあたり、安全衛生意識の一層の向上と安全衛生活動の更なる進展を目指し、関係団体及び企業・事業場が一丸となって、「産業安全運動100年記念事業」に取り組む節目の年です。(社)建荷協においても、特定自主検査(以下「特自検」)の普及促進及びその適正実施に向け諸施策を実施して参ります。

さて、建設業の死亡災害は減少しているものの相変わらず下記の三大災害が多く全体の約70%を占めています。

- ① 墜落・転落災害(図-1)
- ② 建設機械・クレーン等災害(図-2)
- ③ 倒壊・崩壊災害(図-3)

また、建設機械等での死亡災害は相変わらず類似災害が多く、事故の型別では下記の災害が圧倒的に多く約85%程度を占めています(図-4)。

- ① はさまれ・巻き込まれ(44%)
- ② 墜落・転落(24%)
- ③ 激突され(17%)

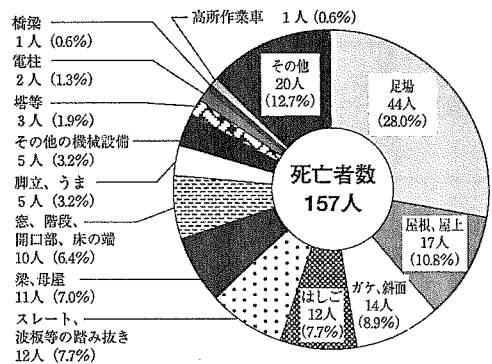


図-1 H22年死亡災害：墜落・転落災害

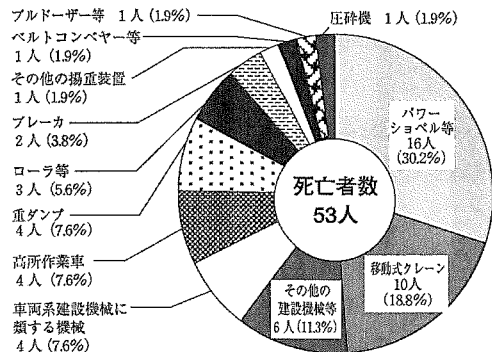


図-2 H22年死亡災害：建設機械・クレーン等災害

本稿では基本に立ち返り、改めて建設荷役車両の特自検の重要性を見つめ直して頂く為、その概要及びユーザー側の問題点と、

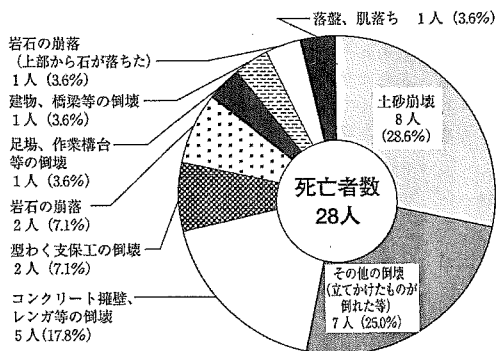


図-3 H22年死亡災害：倒壊・崩壊災害

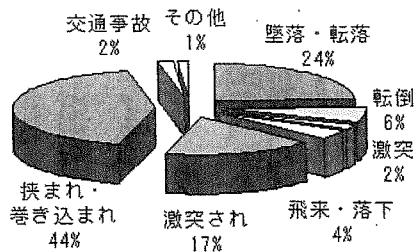


図-4 車両系建機 事故型別死亡災害発生状況 [5年間 (H16~H20)]

図-1～3は建設業労働災害防止協会のホームページより転載させていただきました。

検査・整備業者側の問題点に焦点を合わせ、それらの現状と対策について解説致します。

## 2. 特定自主検査の概要

昭和52年7月に労働安全衛生法が改正され、一定の資格を有する者に建設荷役車両の定期的な検査を行わせる「特定自主検査制度」が制定され、昭和54年6月から施行された。

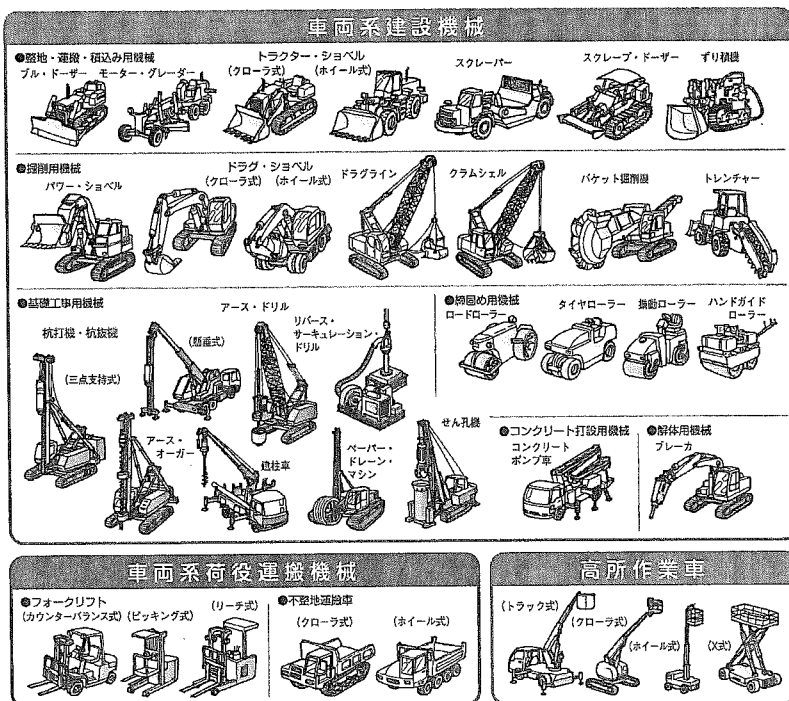
建荷協では、特定自主検査関連の研修・教育、

検査済標章の頒布、特定自主検査記録表作成・頒布等の特定自主検査制度の基盤となる事業を、法が施行された以降、30年以上に亘り行っている。

また、建荷協では特定自主検査の適正実施のための様々な活動を行っているが、未だに特定自主検査の未実施機械が相当数あるほか、検査そのものが適正に行われていない等の問題がある。

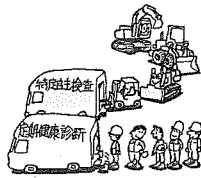
読者の皆様におかれましては、現場に入場する建設荷役車両に関して特定自主検査の実施の確認（補修措置の実施も含む）を確実にを行い、機械関連災害の防止を図るようお願い致します。

■ 特定自主検査の対象機械



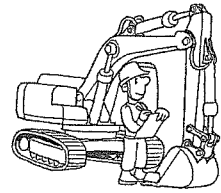
■特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年以内ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年以内ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドッグ】や健康診断と同じです。



■検査をする人は

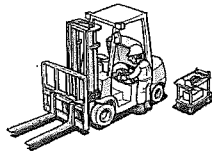
法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっていきます。



[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]

■どんな検査を行うのか

検査は、各機械に定められた検査事項について実施し、結果を記録する事になっています。



[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]

■法定検査機器

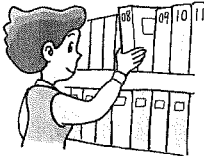
事業者（ユーザー）からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。



1. 圧縮圧力計
2. 回転計
3. シックネスゲージ
4. ノズルテスター
5. 油圧計
6. 電圧計
7. 電流計
8. 探傷器
9. 磨耗ゲージ

■検査の記録は

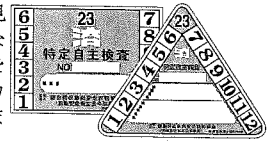
検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。検査年月日 検査方法 検査箇所 検査結果 検査実施者名 検査結果の措置内容



[安衛則 第151条の23、第151条の55、第194条の25]

■検査済機械には

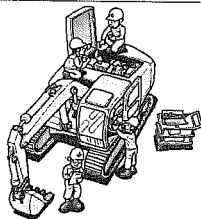
検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。



[安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項]

■異常があった場合は

検査の結果、異常を認められた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。



[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]

■検査や措置を怠った時は

罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

[安衛法 第119条、第20条、第22条]

検査の普及促進に努めています。

本年度は、行政当局の指導とあいまって、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めます。

b. スローガン

「特自検 災害防止の第一歩」

c. 実施期間

平成23年11月1日～11月30日

d. 対象事業者（建設荷役車両関連）

- ・ 検査・整備を行う登録検査業者
- ・ 事業内検査を行う事業者

### 3. 建設荷役車両特定自主検査強調月間実施要綱

a. 趣旨

建荷協では、特自検に対する理解と認識を高めることを目的に、毎年11月を「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と定め、厚生労働省・経済産業省後援、各労働災害防止8団体協賛のもと全国一斉に特定自主

- ・ユーザー（事業者・元方事業者）
  - ・リース・レンタル事業者
- e. 主唱者の実施事項
- ・巡回指導による現地指導
  - ・「特定自主検査業務点検表」及びその解説（検査業者用、事業内用）を用いた特定自主検査業務の点検の実施勧奨
- f. 事業者が行う実施事項
- (イ) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
- ・特定自主検査業務が、「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特定自主検査業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、セルフチェックを実施する。
  - ・登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (ロ) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

表-1 強調月間期間中の巡回指導結果  
H21年-H22 比較表

区分	支部数	年度	指導実績	1支部平均	
巡回指導日数(日)	45	H21 A	550	12.2	
	47	H22 B	583	12.4	
		B/A(%)	106	102.0	
訪問社数(社)	45	H21 A	2039	45.3	
	45	H22 B	2121	47.1	
		B/A(%)	104	104.0	
人員数	巡回指導員(延人)	45	H21 A	959	21.3
		45	H22 B	898	20.0
			B/A(%)	94	94.0
	その他	17	H21 A	310	18.2
		16	H22 B	378	23.6
			B/A(%)	122	130.0



特定自主検査強調月間啓発リーフレット

- ・特自検の計画的実施の確認。
- ・特自検未実施機械の有無の確認、標章貼付の確認。
- ・特自検記録表の検査結果とその補修措置の確認。

#### 4. 巡回指導実施状況

巡回指導は「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と共に昭和60年より開始され、特定自主検査の普及・促進及び検査技術の向上を目指して実施され今年で27回目を数えます。

##### (1)巡回指導員の選定

- ・当協会47都道府県支部の各支部長より推薦され、当協会が委嘱した方。

##### (2)巡回指導員の業務

・事業内検査者・検査業検査者あるいはユーザー（各建設現場の特自検対象機械）に対する、特定自主検査の適正実施に関しての点検・指導（アドバイス）  
 なお、23年度も当協会指導員による巡回指導を計画しておりますので、訪問時にはご協力をお願いします。

以下に平成22年度の「建設荷役車両特定自主検査強調月間」の事業の一環として実施した、巡回指導について解説します。

巡回指導の実施にあたっては、当協会の巡回指導員単独での訪問、巡回指導員と労

表-2 指導対象台数、未実施台数及び未実施率  
H21年-H22 比較表

指導対象(事業内)					
項目	年度	不整地 運搬車	車両系 建機	高所 作業車	計
	H22 B	414	9,434	2,938	12,786
	B/A(%)	177	152	653	186
内未実施 台数	H21 A	37	277	2	982
	H22 B	37	531	41	316
	B/A(%)	100	192	2,050	32
未実施率 (%)	H21 A	15.8	4.5	0.4	14.3
	H22 B	8.9	5.6	1.4	2.5
	B/A(%)	56.3	124.4	350.0	17.5

指導対象(ユーザー)

項目	年度	不整地 運搬車	車両系 建機	高所 作業車	計
	H22 B	22	1,721	30	1,773
	B/A(%)	92	130	158	130
内未実施 台数	H21 A	1	198	4	203
	H22 B	9	221	0	230
	B/A(%)	900	112	0	113
未実施率 (%)	H21 A	4.2	15.0	21.1	14.9
	H22 B	40.9	12.8	0.0	13.0
	B/A(%)	973.8	85.3	0.0	87.2

指導対象(合計)

項目	年度	不整地 運搬車	車両系 建機	高所 作業車	計
	H22 B	436	11,155	2,968	14,559
	B/A(%)	169	148	633	177
未実施 台数	H21 A	46	498	2	1,212
	H22 B	46	752	41	546
	B/A(%)	100	151	2,050	45
未実施率 (%)	H21 A	17.8	6.6	0.4	14.7
	H22 B	10.6	6.7	1.4	3.8
	B/A(%)	59.6	101.5	350.0	25.9

働局安全担当官または監督署の担当官と同行する場合、指導員と当協会各支部の事務局との同行等で行っております。

平成22年度の「特自検査強調月間」での巡回指導では、建設荷役車両に関する安全確保のスタンダードともいえる【特定自主検査】制度が定着してきたとは言え、事業内と一般ユーザーでは、表-2の通り「特

表-3 検査記録表不備 H21年-H22 比較表

項目	年度	検査記録表		
		記入漏れ	誤記入	
検査業	事業所数	H21 A	474	474
		H22 B	440	440
		B/A(%)	93	93
	指導数	H21 A	145	115
		H22 B	161	130
		B/A(%)	111	113
	指導率 (%)	H21 A	30.6	24.3
		H22 B	36.6	29.5
		B/A(%)	120	121
事業内	事業所数	H21 A	608	608
		H22 B	665	665
		B/A(%)	109	109
	指導数	H21 A	309	224
		H22 B	290	248
		B/A(%)	94	111
	指導率 (%)	H21 A	43.6	36.8
		H22 B	50.8	37.3
		B/A(%)	117	101

自検未実施機械」が確認されました。

また、実施済機械であっても下記の指摘事項がありましたので、この点につきましても充分指導をしていきたい。

- (1)検査機器の不備(点検不良、機器不足)
- (2)検査記録表の不備

検査記録表については、表-3の通り記入漏れ、記入誤り等が見受けられた。

建荷協においては今年度の巡回指導時に「特定自主検査業務点検表」を用い、適正な特定自主検査業務ができているか各事業場において確認して貰うとともに「特定自主検査業務点検表の解説」を頒布し、検査業務全体の適正管理を指導していく予定です。その中でも検査記録表は、適正な特自検の実施を確認する大事な記録表ですので、正しく検査を実施したことが分かるように正確な記録表の作成を指導して行きます。

当協会では実務研修(記録表作成Bコース)を実施していますので、事業内検査を実



図-5 実務研修用 パワーポイント

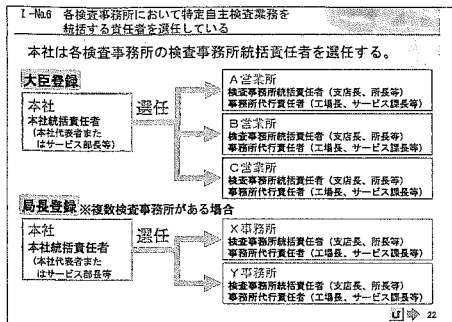


図-6 研修対象者：統括責任者及び代行者  
 施されている事業場の検査者には是非とも  
 受講するようお願いしたい。

## 5. 特自検適正実施の対策

### 5.1 特定自主検査者・実務研修「業務点検（検査業者）コース」講師養成研修の開催

建荷協では前述した強調月間巡回指導の結果を受け、特自検業務の適正化をより一層推進するため「業務点検表の解説」を使用して、各検査業者の「検査事務所統括責任者」及び業務代行統括責任者等を対象に、特定自主検査の適正な業務管理を習得して頂くため、来年度から各支部において「実務研修」を開催する予定です（図-5、図-6）。

本年は、それに先立ち、支部から推薦された巡回指導員を対象に講師養成研修（2日間コース）を実施しております。

### 5.2 リスクアセスメントの導入促進

建荷協では、特定自主検査を行いユーザーに安全な建設荷役車両を提供する検査・整備業が自らの工場の安全管理活動を一層

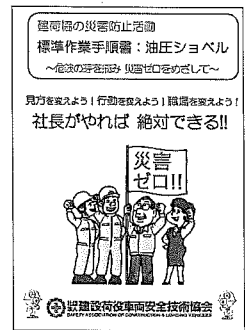


図-7 実践ガイド及び標準作業手順書

向上して頂くため、「産業安全運動 100年記念」にあたる本年度より、リスクアセスメントへの実施促進を始めるにあたって、「検査・整備業」におけるリスクアセスメント取り組みのためのスキルアップツールとして「実践ガイド」及び「標準作業手順書等」を図-7の通り作成致しました。

事業場の取り組み状況を考慮して、「5S」、「KY」及び「リスクアセスメント」の3段階のどのステップからでも始めることが出来るように3段階ステップアップ方式で資料を作成してあります。事業所のレベルに合わせて選択のうえ活用してください。

## 6. おわりに

特自検は定着してきたとはいえ、車両系建機においては、強調月間巡回指導のデータでも分かるように、特自検の末実施率は約7%となっています。

読者の皆様におかれましては、機械関連災害防止の原点に立ち戻り、検査・整備が適正に実施され、特自検の検査済標章（ステッカー）が貼付された安全な機械の使用を望むと共に、機械関連災害の防止に一層尽力をして頂きたいと思ひます。

特自検の詳細については建荷協のホームページ（URL:<http://www.sacl.or.jp/>）にアクセスして頂くか本部及び最寄りの支部にお問合せ下さい。